

平成 27 年 6 月 2 日

第 3 回 廿日市市議会議案

(第 2 回定例会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案目次

報告第7号	平成26年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越 計算書	…………… 1
報告第8号	平成26年度廿日市市国民健康保険特別会計繰 越明許費繰越計算書	…………… 9
報告第9号	平成26年度廿日市市介護保険特別会計繰越明 許費繰越計算書	……… 13
報告第10号	平成26年度廿日市市公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書	……… 17
報告第11号	平成26年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理 事業特別会計繰越明許費繰越計算書	……… 21
議案第61号	廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する 条例	……… 25
議案第62号	廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例 の一部を改正する条例	……… 29
議案第63号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	…………… 43
議案第64号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一 部を改正する条例	……… 47
議案第65号	廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一部 を改正する条例	……… 51
議案第68号	工事請負契約の締結について	…………… 55
議案第69号	大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処 理事務の委託に関する協議について	……… 57
議案第70号	工事委託契約の変更について	…………… 61

報告第7号

平成26年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

平成26年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月2日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成26年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
②総務費	1総務管理費	シティプロモーション事業 委託料	15,000,000 円
		地方版総合戦略等策定事業 委託料	10,000,000
		自転車駐車場整備事業 委託料	5,184,000
		地域公共交通再編事業 委託料	8,316,000
	2徴税費	資産税課税一般事業 還付金及び還付加算金	47,201,000
④衛生費	2清掃費	塵芥処理場管理運営事業 委託料、工事請負費	48,684,000
		一般廃棄物処理施設整備事業 委託料	4,860,000
⑤農林水産業費	1農業費	産直市地域拠点機能強化事業 補助金	20,780,000
	3水産業費	漁港整備事業 工事請負費	30,300,000
		漁港整備事業負担金 負担金	4,000,000
⑥商工費	1商工費	商工業振興事業 負担金	3,000,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
15,000,000 円	円	円	円
		2,923,000	12,077,000
10,000,000		5,000,000	5,000,000
5,184,000		5,049,000	135,000
8,316,000		8,316,000	
47,201,000			47,201,000
48,684,000		43,880,000	4,804,000
4,860,000		4,740,000	120,000
20,780,000		20,780,000	
30,300,000		29,450,000	850,000
4,000,000		3,800,000	200,000
3,000,000		3,000,000	

款	項	事業名	金額
⑥商工費	1商工費	新規ビジネス創出支援事業 委託料、負担金	3,923,000 円
		プレミアム付き商品券事業 補助金	153,299,000
		地域創業・産業振興サポートセンター事業 委託料、備品購入費	29,791,000
		けん玉普及振興事業 委託料	9,610,000
		商店街等活性化事業 補助金	3,000,000
		魅惑の里リニューアル事業 工事請負費	21,904,000
⑦土木費	2道路橋りょう費	道路維持管理事業 委託料	10,100,000
		道路整備事業 用地購入費、補償費	3,942,000
		大野浦駅周辺道路整備事業 委託料	8,345,000
	3河川費	港湾施設整備負担金 負担金	112,850,000
		海岸保全施設整備負担金 負担金	2,720,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
3,923,000		3,923,000	
153,299,000		153,299,000	
29,791,000		19,791,000	10,000,000
9,610,000		9,526,000	84,000
3,000,000		3,000,000	
21,904,000		12,300,000	9,604,000
10,060,000		5,258,000	4,802,000
3,942,000			3,942,000
8,103,000		7,690,000	413,000
90,000,000		85,000,000	5,000,000
2,720,000		2,400,000	320,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	4都市計画費	街路廿日市駅通線整備事業 負担金	3,034,000 円
		街路廿日市駅通線（駅前広場）整備事業 委託料、用地購入費、補償費	98,111,000
		街路畑口寺田線4工区整備事業 用地購入費、補償費	8,007,000
		街路深江林ヶ原線整備事業 工事請負費	3,900,000
		街路左方線整備事業 負担金	5,667,000
	6砂防費	急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	10,010,000
⑧消防費	1消防費	自主防災活動推進事業 負担金、補助金、事務費	4,879,000
⑨教育費	2小学校費	小中一貫校施設整備事業 工事請負費	69,175,000
	3中学校費	中学校維持管理事業 工事請負費	15,616,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
3,020,000		2,800,000	220,000
75,550,000		74,297,000	1,253,000
8,007,000		7,779,000	228,000
2,523,000		2,300,000	223,000
3,536,000		3,300,000	236,000
9,189,000		8,200,000	989,000
4,879,000		4,879,000	
69,175,000		68,427,000	748,000
15,616,000			15,616,000

報告第 8 号

平成 2 6 年度廿日市市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越
計算書

平成 2 6 年度廿日市市国民健康保険特別会計の繰越明許費は、別紙のと
おり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6
号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 7 年 6 月 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成26年度廿日市市国民健康保険

款	項	事業名	金額
⑪ 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	一般被保険者国保税過誤納還付金 及び還付加算金 還付金及び還付加算金	円 630,000
		退職被保険者等国保税過誤納還付 金及び還付加算金 還付金及び還付加算金	33,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 630,000	円	円	円 630,000
33,000			33,000

報告第9号

平成26年度廿日市市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

平成26年度廿日市市介護保険特別会計の保険事業勘定の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月2日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成26年度廿日市市介護保険

款	項	事業名	金額
①総務費	1 総務管理費	介護保険一般事業 委託料	円 4,698,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 4,698,000	円	円 2,349,000	円 2,349,000

報告第10号

平成26年度廿日市市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰
越計算書

平成26年度廿日市市公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月2日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成26年度廿日市市公共下水道事業

款	項	事業名	金額
②事業費	1事業費	大野地区公共下水道整備事業 工事請負費	円 45,000,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 40,500,000	円	円 40,400,000	円 100,000

報告第11号

平成26年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書

平成26年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月2日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成26年度廿日市市廿日市駅北土地区画

款	項	事業名	金額
① 土地区画整理費	1 土地区画整理費	廿日市駅北土地区画整理事業 工事請負費	円 50,180,000

整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 50,180,000	円	円 47,899,000	円 2,281,000

議案第61号

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例案を次のように提出する。

平成27年6月2日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響
調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧手続及び同条第2項に規定する生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧等の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第4条 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 廿日市市役所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の告示

の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 廿日市市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第6条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条又は広島県環境影響評価に関する条例(平成10年広島県条例第21号)第22条第1項に基づく環境影響評価(生活環境影響評価に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第7条 市長は、対象施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付するとともに、当該市町村の長と当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 対象施設の全部又は一部を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 対象施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼすおそれがある周辺地域に他の市町村の区域が含まれているとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関して、必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第62号

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案
を次のように提出する。

平成27年6月2日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部を改正
する条例

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第10条を第21条とする。

第9条第1項中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「別表に定める使用料」を「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の7条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第14条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る包ヶ浦自然公園の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、包ヶ浦自然公園の利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、包ヶ浦自然公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、包ヶ浦自然公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 包ヶ浦自然公園の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の徴収に関する業務
- (3) 包ヶ浦自然公園の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、包ヶ浦自然公園の運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第18条 市長は、包ヶ浦自然公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者が第17条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(市長による管理)

第20条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、指定管理者の指定をし、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に包ヶ浦自然公園の管理に係る業務の全部又は一部を行うことがで

きる。

- 2 前項の場合における第5条第2項及び第6条第2項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、前項」とあるのは「前項」とする。
- 3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第16条第1号に規定する業務が含まれる場合に限る。）における第7条、第8条、第11条第1項及び第13条の規定の適用については、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について指定管理者の許可を受けている場合を除き、市長」と、同条第2項、第8条、第11条第1項並びに第13条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。
- 4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第16条第2号に規定する業務が含まれる場合に限る。）において、利用者は、第9条第1項の規定にかかわらず、別表第3に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、当該利用について同項に規定する利用料金を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。
- 5 前項本文の場合における第9条第2項から第4項まで並びに第12条第2項及び第3項の規定の適用については、第9条第2項から第4項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。
- 6 第1項の規定により市長が包ヶ浦自然公園の管理に係る業務の全部又は一部を行った場合において、指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が当該業務を行うこととなる場

合における第7条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について市長の許可を受けている場合を除き、指定管理者」と、第9条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第20条第4項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。

第8条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「別表に定める使用料」を「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第7条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用許可者」に改め、同項第2号中「第5条各号」を「第8条各号」に改め、同条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用許可者」に改め、同条を第11条とする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用する者」を「利用する者（以下「利用者」という。）」に、「別表」を「次条第2項」に、「使用料を」を「包ヶ浦自然公園の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第4項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金の収入等）

第10条 利用者が納付する利用料金は、包ヶ浦自然公園の指定管理者の収入とする。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第5条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「使用」を「利用」に改め、同条を第8条とする。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「以下「申請者」を「次条において「申請者」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 包ヶ浦自然公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(利用時間等)

第5条 包ヶ浦自然公園の利用時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。

(休園日)

第6条 包ヶ浦自然公園の休園日は、夏季（7月20日から8月31日までの期間をいう。以下同じ。）を除き、火曜日とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の休園日以外の日包ヶ浦自然公園の全部若しくは一部を休園し、又は同項の休園日に包ヶ浦自然公園の全部若しくは一部を開園することができる。

別表中「第6条関係」を「第20条関係」に、「一時使用」を「一時利用」に改め、同表備考2中「夏季とは、7月20日から8月31日までの期間を、」を削り、同表備考3中「（昭和23年法律第178号）」を削り、同表備考5中「一時使用」を「一時利用」に改め、同表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

し、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第5条関係）

区 分		利用時間
ビーチハウス		9時から17時まで
シャワー（水・温水）		10時から17時まで
風呂		11時から17時まで
栈敷		9時から17時まで
家族用ケビン	宿泊	16時から翌日の11時まで
	一時利用	9時から15時まで
団体用ケビンA		16時から翌日の11時まで
第1・第2炊事棟		9時から17時まで
団体用ケビンB	宿泊	16時から翌日の11時まで
	一時利用	9時から15時まで
集会室		9時から17時まで
レストハウス	土曜日及び休日の前日以外の日	9時から17時まで
	土曜日及び休日の前日	9時から21時まで
テニスコート	土曜日及び休日の前日以外の日	9時から17時まで
	土曜日及び休日の前日	9時から21時まで
運動広場		9時から21時まで
バーベキューハウス	宿泊者	17時から21時まで
	宿泊者以外	10時から16時まで
キャンプ場	宿泊者	16時から翌日の11時まで
	宿泊者以外	9時から15時まで
D地区屋外炊事棟	宿泊者	17時から21時まで
	宿泊者以外	10時から16時まで

備考

- 1 ビーチハウス、シャワー（水）、風呂（団体用を除く。）及び棧敷については、夏季に限る。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

別表第2（第10条関係）

区 分		単 位	利用料金の範囲
シャワー（水）	小学生以上の者	1人1回につき	100円から 260円まで
シャワー（温水）		1人1回につき	150円から 390円まで
風呂	幼児	1人1回につき	70円から 190円まで
	小学生以上の者		150円から 390円まで
棧敷		1区画（5平方メートル）1日につき	1,570円から 4,090円まで
家族 用ケ ビン	宿泊	1戸1泊につき	通常期 7,560円から 19,650円まで
			夏季 8,400円から 21,840円まで
	一時利用	1戸につき1時間 までごとに	宿泊者 通常期 630円から 1,630円まで
			宿泊者 以外 通常期 730円から 1,910円まで
			1,260円から 3,270円まで

			夏季		1,470 円から 3,820 円まで
団体 用ケ ビン A	宿泊	幼児		1 人 1 泊につき	260 円から 670 円まで
		小学校児童			520 円から 1,360 円まで
		中学生以上の者			1,050 円から 2,730 円まで
第 1・第 2 炊事棟				1 人 1 回につき	150 円から 400 円まで
団体 用ケ ビン B	宿泊	通常期		1 戸 1 泊につき	25,200 円から 65,520 円まで
		夏季			27,820 円から 72,340 円まで
	一時利用	宿泊者	通常期	1 戸につき 1 時間 までごとに	2,520 円から 6,550 円まで
			夏季		2,780 円から 7,220 円まで
		宿泊者 以外	通常期		3,780 円から 9,820 円まで
			夏季		4,150 円から 10,800 円まで
集会室				1 日につき	4,200 円から 10,920 円まで
				1 時間までごとに	630 円から 1,630 円まで
テニスコート		平日		1 面につき 1 時間	520 円から 1,360 円まで

	日曜日及び休日	までごとに	680 円から 1,760 円まで
運動広場（照明を使用する場合）		30分まで	1,050 円から 2,730 円まで
		30分を超え30分までごとに	260 円から 670 円まで
バーベキューハウス		1人1回につき	100 円から 270 円まで
D地区屋外炊事棟		1人1回につき	50 円から 130 円まで

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 2 通常期とは、夏季以外の期間をいう。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 4 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて利用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区 分			単 位	加算する額	備 考
家族用ケビン	宿泊	通常期	1泊につき定員を1人超えるごとに	1,890 円から 4,910 円まで	超える員数は1人までとする。
		夏季		2,100 円から 5,460 円まで	
団体用ケビンB	宿泊	通常期		1,570 円から 4,090 円まで	超える員数は4人までとする。
		夏季		1,730 円から 4,510 円まで	

- 5 冷暖房を利用するときは、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区 分		単 位	加算する額
家族用ケビン		宿泊	1戸1泊につき 780円から 2,040円まで
		一時利用	1戸につき1時間まで ごとに 100円から 270円まで
団体 用ケ ビン A	14人用	宿泊	1戸1泊につき 2,620円から 6,820円まで
	24人用		4,200円から 10,920円まで
団体用ケビンB		宿泊	1戸1泊につき 3,150円から 8,190円まで
		一時利用	1戸につき1時間まで ごとに 260円から 670円まで
集会室		1日につき	2,100円から 5,460円まで
		1時間までごとに	310円から 810円まで

6 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

単 位	加算する額
1面につき30分までごとに	150円から 400円まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条

例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定による指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に、この条例による改正前の廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範圍等を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第63号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年6月2日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万7,180円とする。

第4条第3項中「第2条第6号イ」を「第2条第1項第6号イ」に、「第2条第6号から」を「第2条第1項第6号から」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部が改正され、保険料の減額賦課を行うこととした場合に従うべき基準が定められたことに伴い、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者について減額賦課を行った場合の保険料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第64号

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年6月2日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する
条例

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる条件」の次に「（公営住宅のうち、大別府住宅、泉水住宅、向原住宅、本郷住宅、所山住宅、細井原住宅及び市垣内住宅に入居することができる者にあつては、第4号に掲げる条件を除く。）」を加え、同条第3項中「第29条第1項」を「第39条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市営住宅を効果的に運用し、定住の促進を図るため、長期にわたり空家となっている市営住宅について、入居者の資格に関する規定を改正するとともに、福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 65 号

廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 6 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成15年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第3条第1項に掲げる設置の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、10年を超えない範囲内で、前2項に規定する入居期間を延長することができる。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(提案理由)

吉和地域の定住の促進を図ることを目的として、その目的を達成するため市長が特に必要があると認めるときは、10年を超えない範囲内で入居期間を延長することができることとするため、この条例案を提出するものである。

議案第68号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校武道場部室棟建設工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成27年6月2日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校武道場部室棟建設工事
- 2 工事場所 廿日市市大野原四丁目3番1号
- 3 請負金額 257,040,000円
- 4 請負者 廿日市市梅原一丁目4番39号
株式会社 竹内
代表取締役 竹内 朗

(提案理由)

大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校武道場部室棟建設工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 69 号

大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託
に関する協議について

大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、市議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 2 日

廿日市市長 眞野勝弘

大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託
に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 大竹市（以下「甲」という。）は、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物（同条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物を除く。）をいう。）の処理に関する事務のうち、焼却処理（収集、運搬及び燃え殻の埋立処分を除く。）に関するもの（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を廿日市市（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担等）

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、

これを乙に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲及び乙が協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ、当該経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

3 各年度において、委託事務の管理及び執行に乙が要した経費のうち、甲が乙に納付した額に過不足があるときは、甲及び乙が協議してこれを調整するものとする。

(予算の計上)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて甲と連絡会議を開くものとする。ただし、甲から申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項の条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、甲及び乙が協議して定める日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について甲及び乙が協議して定めるものとする。

(提案理由)

大竹市から一般廃棄物の焼却処理に関する事務を受託することに関し、同市と協議することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第70号

工事委託契約の変更について

平成25年議案第71号により議決を得た廿日市駅南北自由通路等新設工事の委託契約の委託金額を次のように変更することについて、市議会の議決を求める。

平成27年6月2日提出

廿日市市長 眞野勝弘

「3 委託金額 631,538,000円」を「3 委託金額 743,670,000円」に改める。

(提案理由)

平成25年議案第71号により議決を得た廿日市駅南北自由通路等新設工事の委託契約については、一部設計変更により委託金額を変更する必要が生じたので、市議会の議決を求めるものである。

